

新	旧	改正理由
<p>第 1 条 (略)</p> <p><u>(条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する実施機関が定める方法)</u></p> <p>第 2 条 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する実施機関が定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する資料（以下この条において単に「資料」という。）が専用の場所において適切に保存されていること。</p> <p>(2) 資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。</p> <p>(3) 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。</p> <p>ア 資料に条例第 5 条各号に規定する非公開情報が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該非公開情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。</p> <p>イ 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。</p> <p>ウ 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。</p> <p>(4) 資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p><u>(行政文書から除く電磁的記録)</u></p> <p>第 2 条 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。</p> <p>(1) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録</p> <p>(2) 書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録</p>	<p>【第 2 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正個人情報保護法（令和 5 年 4 月 1 日施行）第 60 条第 1 項に規定する「行政文書等」の定義と整合を図るため。

新	旧	改正理由
<p><u>の閲覧に供されていること。</u></p> <p>(5) 資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p> <p>(行政文書公開請求書に記載することができる事項等)</p> <p>第3条 条例第9条第1項の請求書には、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>(1) 求める公開の実施の方法（条例第13条第2項に規定する方法に限る。）</p> <p>(2) 事務所（行政文書の公開の実施を行う場所として条例第10条第2項に規定する書面において記載された場所をいう。以下同じ。）における公開の実施を求める場合にあっては、当該事務所における公開の実施を希望する旨</p> <p>(3) 写し等の送付の方法による行政文書の公開の実施を求める場合にあっては、その旨</p> <p>2 (略)</p> <p>(公開請求に対する諾否決定の通知)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 条例第10条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 求めることができる公開の実施の方法</p> <p>(2) 事務所における公開を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における公開を希望する場合にあっては、条例第13条第4項の規</p>	<p>(行政文書公開請求書の記載事項等)</p> <p>第3条 条例第9条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、条例第13条第2項に規定する公開の方法のうち、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものが求める公開の方法とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公開請求に対する諾否決定の通知)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>【第3条及び第4条】</p> <p>・改正個人情報保護法（令和5年4月1日施行）第87条</p> <p>第3項との整合を図るため。</p>

新	旧	改正理由
<p><u>定による申出をする際に当該事務所における公開を実施することができ る日のうちから事務所における公開の実施を希望する日を選択すべき旨</u></p> <p><u>3 行政文書公開請求書に前条第1項各号に掲げる事項が記載されている場合 における条例第10条第2項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわ らず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第1号の方法による行政文書の公開を実施することができ る場合（事務所における公開については、同項第2号の日に実施するこ とができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項（同条第 1項第1号の方法に係るものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項</u></p>	(新規)	
第5条・第6条（略）	第5条・第6条（略）	【第7条】 ・文言修正
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)	
第7条 条例第12条第1項及び第2項に規定する実施機関の定める事項は、次 に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合 に限る。）とする。	第7条 条例第12条第1項及び第2項に規定する実施機関の定める事項は、次 に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合 に限る。）とする。	
(1)（略）	(1)（略）	
(2) <u>条例第12条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由</u>	(2) <u>条例第12条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を 適用する理由</u>	
(3)・(4)（略）	(3)・(4)（略）	
2・3（略）	2・3（略）	

新	旧	改正理由
第8条（略） (行政文書の閲覧又は視聴の実施)	第8条（略） (行政文書の閲覧又は視聴の実施)	【第9条】 ・改正個人情報保護法（令和5年4月1日施行）第87条 第1項との整合を図るため。
第9条（削除） <u>条例第11条第3項に規定する公開決定を受けた者が、行政文書（行政文書を複写したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び理事長が適當と認める方法により公開されるものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴は、理事長が指定する期日及び場所において行わなければならない。</u> <u>2 前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。</u> <u>3 前2項の規定に違反する者に対しては、理事長は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</u>	<u>第9条 行政文書（行政文書を複写したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び理事長が適當と認める方法により公開されるものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴は、理事長が指定する期日及び場所において行わなければならない。</u> <u>2 前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。</u> <u>3 前2項の規定に違反する者に対しては、理事長は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</u>	
第10条（略） <u>(公開の実施の方法等の申出)</u> <u>第11条 条例第13条第4項の規定による申出は、行政文書公開実施方法等申出書（第10号様式）により行わなければならない。</u> <u>2 条例第13条第4項の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 求める公開の実施の方法（公開決定に係る行政文書の部分ごとに異なる公開の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの公</u>	第10条（略） (新規)	【第11条及び第12条】 ・改正個人情報保護法（令和5年4月1日施行）第87条 第3項との整合を図るため。

新	旧	改正理由
<p><u>開の実施の方法)</u></p> <p>(2) <u>公開決定に係る行政文書の一部について公開の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分</u></p> <p>(3) <u>事務所における公開の実施を求める場合にあっては、当該事務所における公開の実施を希望する日</u></p> <p>(4) <u>写し等の送付の方法による行政文書の公開の実施を求める場合にあっては、その旨</u></p> <p>3 <u>第4条第3項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第10条第2項に規定する通知があった場合において、第3条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第13条第4項の規定による申出は、することを要しない。</u></p>		
<p><u>(更に公開を受ける旨の申出等)</u></p> <p>第12条 <u>条例第13条第6項の規定による申出は、行政文書再公開申出書（第11号様式）により行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第13条第7項の規定による催告は、行政文書の公開に係る催告書（第12号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>（諮問をした旨の通知）</u></p> <p>第13条 <u>条例第17条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（第13号様式）により行うものとする。</u></p> <p>第14条 <u>（略）</u></p>	<p><u>（行政文書の公開に係る催告）</u></p> <p>（新規）</p> <p>第11条 <u>条例第13条第4項の規定による催告は、行政文書の公開に係る催告書（第10号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>（諮問をした旨の通知）</u></p> <p>第12条 <u>条例第17条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（第11号様式）により行うものとする。</u></p> <p>第13条 <u>（略）</u></p>	<p>【第13条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条ずれ改正 <p>【第14条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条ずれ改正

新	旧	改正理由
(情報の公表) <u>第15条</u> 理事長は、条例第22条第1項第5号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を <u>インターネットの利用その他の方法により公表する</u> ものとする。	(情報の公表の告示) <u>第14条</u> 理事長は、条例第22条第1項第5号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を <u>神奈川県公報により告示する</u> ものとする。	【第15条】 ・情報の公表方法の見直しに伴う改正
<u>第16条</u> (略) <u>附 則</u> <u>1</u> この規程は令和5年4月1日から施行する。 <u>2</u> 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。	<u>第15条</u> (略) <u>(新規)</u>	【第16条】 ・条ずれ改正

新	旧	改正理由																				
<p>第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 行政文書公開請求書 年　月　日</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長殿</p> <p>郵便番号 住　所 <input type="text"/> 法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 氏　名 <input type="text"/> 電話番号</p> <p>神奈川県情報公開条例第4条の規定により、次のとおり請求します。</p> <table border="1"> <tr> <td>公開請求に係る行政文書の内容</td> <td><input type="text"/> <u>公開請求に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。</u></td> </tr> <tr> <td>行政文書の処理年度</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>求める公開の実施の方法等</td> <td><input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（<input type="checkbox"/> 郵送を希望）</td> </tr> <tr> <td>行政文書を管理している室課所</td> <td>局（所） 室・部 課 グループ（班）</td> </tr> <tr> <td>備　考</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 <input type="checkbox"/> のある欄には、該当する□内に印を記入してください。 2 窓口において行政文書の公開を実施する日について希望がある場合は、その日を備考欄に記載してください。なお、当該日における公開の実施の可否については、行政文書公開決定通知書又は行政文書一部公開決定通知書により通知します。</p>	公開請求に係る行政文書の内容	<input type="text"/> <u>公開請求に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。</u>	行政文書の処理年度	年度	求める公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望）	行政文書を管理している室課所	局（所） 室・部 課 グループ（班）	備　考		<p>第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 行政文書公開請求書 年　月　日</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長殿</p> <p>郵便番号 住　所 <input type="text"/> 法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 氏　名 <input type="text"/> 電話番号</p> <p>神奈川県情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。</p> <table border="1"> <tr> <td>公開請求に係る行政文書の内容</td> <td><input type="text"/> <u>公開請求に係る特定の行政文書が分かるように、行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。</u></td> </tr> <tr> <td>行政文書を管理している室課所</td> <td>局（所） 室・部 課 グループ（班）</td> </tr> <tr> <td>行政文書の処理年度</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>求める公開の方法</td> <td><input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付を請求します。（<input type="checkbox"/> 郵送を希望します。）</td> </tr> <tr> <td>備　考</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。</p>	公開請求に係る行政文書の内容	<input type="text"/> <u>公開請求に係る特定の行政文書が分かるように、行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。</u>	行政文書を管理している室課所	局（所） 室・部 課 グループ（班）	行政文書の処理年度	年度	求める公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付を請求します。（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望します。）	備　考		本則の改正に伴う様式の改正
公開請求に係る行政文書の内容	<input type="text"/> <u>公開請求に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。</u>																					
行政文書の処理年度	年度																					
求める公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望）																					
行政文書を管理している室課所	局（所） 室・部 課 グループ（班）																					
備　考																						
公開請求に係る行政文書の内容	<input type="text"/> <u>公開請求に係る特定の行政文書が分かるように、行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。</u>																					
行政文書を管理している室課所	局（所） 室・部 課 グループ（班）																					
行政文書の処理年度	年度																					
求める公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付を請求します。（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望します。）																					
備　考																						

新	旧	改正理由				
<p>第2号様式（第4条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開決定通知書</p> <p style="text-align: center;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）を被告として（訴訟において病院機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。</p>	<p>第2号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開決定通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>様</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）を被告として（訴訟において病院機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。</p>	同上				
公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る行政文書の内容					
公開請求に対して特定した行政文書	<table border="1"> <tr> <td>行政文書の公開の期日及び場所</td> <td>年 月 日午前・午後 時 分から 時 分まで での間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。</td> </tr> <tr> <td>事務担当室課所</td> <td>局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線</td> </tr> </table>	行政文書の公開の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分まで での間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。	事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線	
行政文書の公開の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分まで での間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。					
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線					

新	旧						
(裏)	(新規)	同上					
<p><u>あなたが公開請求で求めた公開の実施の方法による公開の可否等</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>あなたが求めた郵送による公開の実施をすることできます。この通知書に同封した案内に従って、行政文書の写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>あなたが求めた公開の実施の方法（□閲覧又は視聴 □写しの交付）及び公開の実施日（ 年 月 日）での公開の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しください。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>あなたが求めた公開の実施の方法等では公開することができない（あなたから公開の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した行政文書公開実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当室課所に提出してください。公開の実施の方法については、（□窓口における閲覧又は視聴 □窓口における写しの交付 □郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における公開の実施を希望する場合は、公開の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（休業日を除く。）に限ります。）を記入した行政文書公開実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しください。</u></p>							
<p>事務担当室課所</p> <table border="1"> <tr> <td>局（所）</td> <td>室・部</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>グループ（班）</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>内線</td> </tr> </table>	局（所）	室・部	課	グループ（班）	電話番号	内線	
局（所）	室・部						
課	グループ（班）						
電話番号	内線						

備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。

削除

2 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
 2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
 3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

新	旧	改正理由										
<p>第3号様式（第4条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書一部公開決定通知書</p> <p style="text-align: center;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分が一部あることを御了承ください。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）を被告として（訴訟において病院機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。</p>	<p>第3号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書一部公開決定通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>様</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分が一部あることを御了承ください。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）を被告として（訴訟において病院機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。</p>	同上										
公開請求に係る行政文書の内容												
公開請求に対して特定した行政文書												
公開することができない部分及び理由	<p>(公開することができない部分)</p> <p>(公開することができない理由) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)</p>	<table border="1"> <tr> <td>公開請求に係る行政文書の内容</td><td></td></tr> <tr> <td>公開することができない部分及び理由</td><td> <p>(公開することができない部分の概要) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)</p> </td></tr> <tr> <td>行政文書の公開の期日及び場所</td><td> <p>年 月 日 午前・午後 時 分から 時 分 までの間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。</p> </td></tr> <tr> <td>時限性公開</td><td>上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。</td></tr> <tr> <td>事務担当室課所</td><td>局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線</td></tr> </table>	公開請求に係る行政文書の内容		公開することができない部分及び理由	<p>(公開することができない部分の概要) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)</p>	行政文書の公開の期日及び場所	<p>年 月 日 午前・午後 時 分から 時 分 までの間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。</p>	時限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。	事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
公開請求に係る行政文書の内容												
公開することができない部分及び理由	<p>(公開することができない部分の概要) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)</p>											
行政文書の公開の期日及び場所	<p>年 月 日 午前・午後 時 分から 時 分 までの間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。</p>											
時限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。											
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線											
時限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。											

新	旧	改正理由						
(裏) <p><u>あなたが公開請求で求めた公開の実施の方法による公開の可否等</u></p> <p>□ あなたが求めた郵送による公開の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、行政文書の写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。</p> <p>□ あなたが求めた公開の実施の方法（□閲覧又は視聴 □写しの交付）及び公開の実施日（ 年 月 日）での公開の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しください。</p> <p>□ あなたが求めた公開の実施の方法等では公開することができない（あなたから公開の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した行政文書公開実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当室課所に提出してください。公開の実施の方法については、（□窓口における閲覧又は視聴 □窓口における写しの交付 □郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における公開の実施を希望する場合、公開の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（休業日を除く。）に限ります。）を記入した行政文書公開実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しください。</p>	(新規)	同上						
事務担当室課所	<table border="1"> <tr> <td>局(所)</td> <td>室・部</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>グループ(班)</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>内線</td> </tr> </table>	局(所)	室・部	課	グループ(班)	電話番号	内線	
局(所)	室・部							
課	グループ(班)							
電話番号	内線							
備考	<p>1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。</p> <p>削除</p> <p>2 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。</p> <p>3 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。</p>	<p>備考</p> <p>1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。</p> <p>2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。</p> <p>3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。</p> <p>4 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。</p>						

新	旧	改正理由
第4号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 行政文書公開拒否決定通知書 第 号 年 月 日 様 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印 年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。 なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して審査請求をすることができます。 また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）を被告として（訴訟において病院機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。	第4号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 行政文書公開拒否決定通知書 年 月 日 様 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印 年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。 なお、この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して審査請求をすることができます。 また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）を被告として（訴訟において病院機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。	同上
公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る行政文書の内容	
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由)	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由)
時限性公開	上に示した公開を拒む理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。	上に示した公開を拒む理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(班) 電話番号 内線	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線
備考	「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるとときに記入してあります。	「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるとときに記入してあります。

新	旧	改正理由
第5号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 行政文書公開諾否決定期間延長通知書 第 号 年 月 日 様 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印 年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。 なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。	第5号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 行政文書公開諾否決定期間延長通知書 年 月 日 様 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印 年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。 なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。	同上
公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る行政文書の内容	
延長後の期間 <u>日</u> （諾否の決定の期限） 年 月 旦	決定期間を延長する理由	
延長の理由	決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限	年 月 旦
事務担当室課所 局（所） 室・部 課 グループ（班） 電話番号 内線	事務担当室課所 局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線	

新	旧	改正理由
<p>第6号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書</p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日 様</p> <p style="text-align: right;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第5項の規定により、請求があった日から60日以内に行政文書の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの行政文書については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。</p> <p>なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。</p>	<p>第6号様式（第5条関係）用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 様</p> <p style="text-align: right;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第5項の規定により、請求があった日から起算して60日以内に行政文書の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの行政文書については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。</p> <p>なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。</p>	同上
公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る行政文書の内容	
60日以内に行政文書のすべてについて諾否の決定を行うことができない理由	60日以内に行政文書のすべてについて諾否の決定を行うことができない理由	
行政文書の相当の部分について諾否の決定を行う期限	行政文書の相当の部分について諾否の決定を行う期限	年 月 日
残りの行政文書について諾否の決定を行う期限	残りの行政文書について諾否の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（班） 電話番号 内線	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

新	旧	改正理由																	
<p>第7号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開請求事案移送通知書</p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日 様</p> <p style="text-align: right;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。 なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。</p>	<p>第7号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開請求事案移送通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 様</p> <p style="text-align: right;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。 なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。</p>	同上																	
公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る行政文書の内容																		
移送を受けた実施機関	移送を受けた実施機関																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">局（所）</td> <td style="width: 33%;">室・部</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>グループ（班）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>内線</td> <td></td> </tr> </table>	局（所）	室・部		課	グループ（班）		電話番号	内線		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">局（所）</td> <td style="width: 33%;">室・部</td> <td style="width: 33%;">課</td> <td style="width: 33%;">グループ（係）</td> </tr> <tr> <td>事務担当室課所</td> <td>電話番号</td> <td>内線</td> <td></td> </tr> </table>	局（所）	室・部	課	グループ（係）	事務担当室課所	電話番号	内線		
局（所）	室・部																		
課	グループ（班）																		
電話番号	内線																		
局（所）	室・部	課	グループ（係）																
事務担当室課所	電話番号	内線																	
事案を移送した理由	事案を移送した理由																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">局（所）</td> <td style="width: 33%;">室・部</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>グループ（班）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>内線</td> <td></td> </tr> </table>	局（所）	室・部		課	グループ（班）		電話番号	内線		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">局（所）</td> <td style="width: 33%;">室・部</td> <td style="width: 33%;">課</td> <td style="width: 33%;">グループ（係）</td> </tr> <tr> <td>事務担当室課所</td> <td>電話番号</td> <td>内線</td> <td></td> </tr> </table>	局（所）	室・部	課	グループ（係）	事務担当室課所	電話番号	内線		
局（所）	室・部																		
課	グループ（班）																		
電話番号	内線																		
局（所）	室・部	課	グループ（係）																
事務担当室課所	電話番号	内線																	

新	旧	改正理由
第8号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 意見書提出機会付与通知書 第 号 年 月 日 様 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印	第8号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 意見書提出機会付与通知書 年 月 日 様 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印	同上
神奈川県では、管理している行政文書についての公開をするため、神奈川県情報公開条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、神奈川県情報公開条例第4条の規定に基づき公開請求がありました。この行政文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第12条第1項（第2項）の規定により、次のとおり通知します。	神奈川県では、管理している行政文書についての公開をするため、神奈川県情報公開条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、神奈川県情報公開条例第4条の規定に基づき公開請求がありました。この行政文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第12条第1項（第2項）の規定により、次のとおり通知します。	
公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開請求の年月日	年 月 日	公開請求があった日 年 月 日
条例第12条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由	条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日	意見書の提出期限 年 月 日
事務担当室課所 電話番号	局（所） 室・部 課 グループ（班） 内線	所在地 局（所） 室・部 郵便番号 電話番号 課 グループ（係） 内線

新	旧	改正理由
<p>第9号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開通知書</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>あなたに関する情報が記録されている行政文書を公開しますので、神奈川県情報公開条例第12条第3項（第18条第2項において準用する第12条第3項）の規定により、次のとおり通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して審査請求することができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）を被告として（訴訟において病院機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。</p>	<p>第9号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>あなたに関する情報が記録されている行政文書を公開しますので、神奈川県情報公開条例第12条第3項（第18条第1項において準用する第12条第3項）の規定により、次のとおり通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して審査請求することができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）を被告として（訴訟において病院機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。</p>	同上
公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開決定をした理由	公開決定をした理由	
公開を実施する日 年 月 日	公開を実施する日 年 月 日	
事務担当室課所 局(所) 室・部 課 グループ(班) 電話番号 内線	事務担当室課所 局(所) 室・部 電話番号 内線 課 グループ(係)	

新	旧	改正理由						
<p>第10号様式（第11条関係）（表）（用紙　日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書公開実施方法等申出書</p> <p>年　月　日</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長殿</p> <p>住所　　（法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 氏名</p> <p>電話番号</p> <p>神奈川県情報公開条例第13条第4項の規定により、次のとおり申し出ます。</p> <table border="1"> <tr> <td>行政文書（一部）公開決定通知書の記号及び番号並びに日付</td> <td>記号及び番号 第　　号 日付　　年　月　日</td> </tr> <tr> <td>求める公開の実施の方法等</td> <td> <input type="checkbox"/>窓口における公開 1 実施の方法 <input type="checkbox"/>閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/>写し又は複写した物の交付 2 実施を希望する日　　年　月　日 <input type="checkbox"/>写し又は複写した物の送付（郵送） </td> </tr> <tr> <td>事務担当室課所</td> <td>局（所）　　室・部 課　　グループ（班）</td> </tr> </table> <p>備考 1 <input type="checkbox"/>のある欄には、該当する<input type="checkbox"/>内に印を記入してください。 2 行政文書の一部のみの公開の実施を求める場合又は行政文書について部分ごとに異なる方法による公開の実施を求める場合は、裏面の所定の欄に必要事項を記入の上、提出してください。</p>	行政文書（一部）公開決定通知書の記号及び番号並びに日付	記号及び番号 第　　号 日付　　年　月　日	求める公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における公開 1 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付 2 実施を希望する日　　年　月　日 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の送付（郵送）	事務担当室課所	局（所）　　室・部 課　　グループ（班）	(新規)	同上
行政文書（一部）公開決定通知書の記号及び番号並びに日付	記号及び番号 第　　号 日付　　年　月　日							
求める公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における公開 1 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付 2 実施を希望する日　　年　月　日 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の送付（郵送）							
事務担当室課所	局（所）　　室・部 課　　グループ（班）							

新	旧	改正理由
(裏) <u>行政文書の一部のみの公開の実施を求める場合の当該部分の内容</u>	(新規)	同上
<u>行政文書について部分ごとに異なる方法による公開の実施を求める場合における当該部分ごとの内容</u>	(閲覧又は視聴を求める部分の内容) <u>(写し又は複写した物の交付を求める部分の内容)</u>	

新	旧	改正理由													
<p>第11号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>行政文書再公開申出書</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長殿</p> <p>郵便番号</p> <p>住所 <u>法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</u></p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>神奈川県情報公開条例第13条第6項の規定により、次のとおり申し出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">再公開を求める行政文書の内容</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">〔再公開の申出に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。〕</td> </tr> <tr> <td>行政文書（一部） 公開決定通知書の記号及び番号 並びに日付</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">記号及び番号 第 号 日付 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最初に公開を受けた日</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>再公開の実施の方法等</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"><input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（<input type="checkbox"/>郵送を希望）</td> </tr> <tr> <td>事務担当室課所</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">局（所） 室・部 課 グループ（班）</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p>備考 <input type="checkbox"/>のある欄には、該当する□内に印を記入してください。</p>	再公開を求める行政文書の内容	〔再公開の申出に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。〕	行政文書（一部） 公開決定通知書の記号及び番号 並びに日付	記号及び番号 第 号 日付 年 月 日	最初に公開を受けた日	年 月 日	再公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望）	事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（班）	備考			(新規)	同上
再公開を求める行政文書の内容	〔再公開の申出に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。〕														
行政文書（一部） 公開決定通知書の記号及び番号 並びに日付	記号及び番号 第 号 日付 年 月 日														
最初に公開を受けた日	年 月 日														
再公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望）														
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（班）														
備考															

新	旧	改正理由														
<p>第12号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 行政文書の公開に係る催告書 第 号 年 月 日 様 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、 年 月 日付けで公開決定した旨を通知しましたが、あなたは、まだ当該行政文書の公開を受けていませんので、 年 月 日までに行政文書の公開を受けてください。 なお、同日までに正当な理由なく行政文書の公開を受けないときは、神奈川県情報公開条例第13条第7項の規定により、当該行政文書の公開は実施されたものとみなされます。</p>	<p>第10号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 行政文書の公開に係る催告書 年 月 日 様 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、 年 月 日付けで公開決定した旨を通知しましたが、あなたは、まだ当該行政文書の公開（閲覧等、写し等の交付）を受けていませんので、 年 月 日までに行政文書の公開を受けてください。 なお、同日までに正当な理由なく行政文書の公開を受けないときは、神奈川県情報公開条例第13条第4項の規定により、当該行政文書の公開は実施されたものとみなされます。</p>	同上														
<p><u>公開請求に係る行政文書の内容及び求める公開の実施の方法等</u></p> <p><u>(公開請求に係る行政文書の内容)</u> <u>(求める公開の実施の方法等)</u> <input type="checkbox"/>閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/>写し又は複写した物の交付（<input type="checkbox"/>郵送を希望）</p>	<p>公開請求に係る行政文書の内容及び求める公開の方法</p> <p><input type="checkbox"/>閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/>写し又は複写した物の交付（<input type="checkbox"/>郵送希望）</p>															
<p>行政文書の公開の場所</p> <p>年 月 日までに、（ ）にお越し下さい。お越しになる日については、あらかじめ電話等で<u>担当グループ（班）</u>まで御連絡ください。</p>	<p>行政文書の公開の場所</p> <p>年 月 日までに、（ ）にお越しください。お越しになる日については、あらかじめ電話等で<u>担当グループ（係）</u>まで御連絡ください。</p>															
<p>事務担当室課所</p> <table border="1"> <tr> <td>局（所）</td> <td>室・部</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>グループ（班）</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>内線</td> </tr> </table>	局（所）	室・部	課	グループ（班）	電話番号	内線	<p>事務担当室課所</p> <table border="1"> <tr> <td>局（所）</td> <td>室・部</td> <td>課</td> <td>グループ（係）</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>内線</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	局（所）	室・部	課	グループ（係）	電話番号	内線			
局（所）	室・部															
課	グループ（班）															
電話番号	内線															
局（所）	室・部	課	グループ（係）													
電話番号	内線															
削除	備考 「行政文書の公開の場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。															

新	旧	改正理由																							
<p>第13号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>情報公開審査会諮詢通知書</p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日 様</p> <p style="text-align: center;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>行政文書の公開請求に係る諾否決定等に係る審査請求について、神奈川県情報公開条例第16条の規定により神奈川県情報公開審査会に諮詢しましたので、同条例第17条の規定により、次のとおり通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">諾否決定等に係る行政文書の内容</td><td></td></tr> <tr> <td>審査請求の内容</td><td></td></tr> <tr> <td>審査請求があった日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>審査会に諮詢した日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">事務担当室課所</td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 局（所） 課 電話番号 </td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 室・部 グループ（班） 内線 </td></tr> </table>	諾否決定等に係る行政文書の内容		審査請求の内容		審査請求があった日	年 月 日	審査会に諮詢した日	年 月 日	事務担当室課所	局（所） 課 電話番号	室・部 グループ（班） 内線	<p>第11号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p>情報公開審査会諮詢通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 様</p> <p style="text-align: center;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p>行政文書の公開請求に係る諾否決定等に対する審査請求について、神奈川県情報公開条例第16条第1項の規定により神奈川県情報公開審査会に諮詢しましたので、同条例第17条の規定により、次のとおり通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">諾否決定等に係る行政文書の内容</td><td></td></tr> <tr> <td>審査請求の内容</td><td></td></tr> <tr> <td>審査請求があった日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>審査会に諮詢した日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">事務担当室課所</td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 局（所） 電話番号 </td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 室・部 内線 </td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 課 グループ（係） </td></tr> </table>	諾否決定等に係る行政文書の内容		審査請求の内容		審査請求があった日	年 月 日	審査会に諮詢した日	年 月 日	事務担当室課所	局（所） 電話番号	室・部 内線	課 グループ（係）	同上
諾否決定等に係る行政文書の内容																									
審査請求の内容																									
審査請求があった日	年 月 日																								
審査会に諮詢した日	年 月 日																								
事務担当室課所	局（所） 課 電話番号	室・部 グループ（班） 内線																							
諾否決定等に係る行政文書の内容																									
審査請求の内容																									
審査請求があった日	年 月 日																								
審査会に諮詢した日	年 月 日																								
事務担当室課所	局（所） 電話番号	室・部 内線	課 グループ（係）																						

新						旧	改正理由
第14号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年度 第1ガイド 第2ガイド 個別フォルダー 説明 保存期間 備考 フ ァ イ ル 文 書 目 錄 (室課所名)						第12号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） (略)	同上

新					旧	改正理由				
第15号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）					第13号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）					
30年（10年）保存文書目録					（略）					
<table border="1"> <tr> <td>室 課 所 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 存 期 間</td> <td>30・10年</td> </tr> </table>					室 課 所 名		保 存 期 間	30・10年		
室 課 所 名										
保 存 期 間	30・10年									
処理済年度	簿 冊 番 号 件 名	分類記号	整理番号	備 考						
		・								
番 号	件 名	処理済年月日	備 考							
		/ /								
		/ /								
		/ /								
		/ /								